

# ○ 鳥取大学大学院連合農学研究科教員資格審査規則

〔平成2年10月19日〕  
連合農学研究科規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学大学院連合農学研究科（以下「連合農学研究科」という。）教員の資格審査に関する必要な事項を定めるものとする。

(連合農学研究科教員の資格)

第2条 連合農学研究科教員となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(資格判定)

第3条 連合農学研究科教員の資格判定に当たっては、人格、教育・研究上の指導能力及び業績並びに学会及び社会における活動等を考慮して、次のとおり判定する。

- (1) 学生の研究指導並びに論文指導を担当する資格を有する教授及び准教授（以下「主指導教員資格者」という。）
- (2) 主指導教員を補佐し、学生の研究指導を担当する資格を有する教授、准教授、講師及び助教（以下「指導教員資格者」という。）

2 資格判定に関する基準は、別に定める。

(資格審査委員会の設置)

第4条 連合農学研究科長は、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻長若しくは国際乾燥地科学専攻長、島根大学大学院生物資源科学研究科長又は山口大学大学院創成科学研究科長（創成科学研究科長が農学系学域所属の教員でない場合は、農学系学域所属の創成科学研究科副研究科長とする。）（以下「研究科長等」という。）から連合農学研究科教員候補者（以下「候補者」という。）の推薦があったときに、資格審査委員会を置く。

(資格審査委員会の任務)

第5条 資格審査委員会は、候補者から提出された次に掲げる資料に基づき、第2条及び第3条に規定する資格を審査する。

- (1) 教員調書（別紙様式第1号）
- (2) 個人調書（別紙様式第2号）
- (3) 教育研究業績書（別紙様式第3号）
- (4) 職務調書（別紙様式第4号）

(資格審査委員会の組織及び運営)

第6条 資格審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 連合農学研究科長
- (2) 連合農学副研究科長

(3) 研究科委員会規則第2条第1項第3号に規定する委員

(4) 鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科長、島根大学大学院生物資源科学研究科長及び山口大学大学院創成科学研究科長が推薦する者

2 前項第4号に規定する推薦は、連合農学研究科長の依頼に基づき行うものとする。

第7条 資格審査委員会に委員長を置き、連合農学研究科長をもって充てる。

2 委員長は、資格審査委員会を招集し、その議長となる。

第8条 資格審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(合否の判定及び通知)

第9条 連合農学研究科長は、資格審査委員会で審査した候補者について連合農学研究科委員会に諮り、無記名投票により合否の判定を行うものとする。

2 連合農学研究科長は、前項の判定結果を当該候補者を推薦した研究科長等に通知するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、連合農学研究科教員の資格審査に関し必要な事項は、連合農学研究科長が定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月18日連合農学研究科規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月12日連合農学研究科規則第2号）

この規則は、平成13年9月12日から施行する。

附 則（平成16年5月14日連合農学研究科規則第5号）

この規則は、平成16年5月14日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科教員資格審査規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16年9月3日連合農学研究科規則第11号）

この規則は、平成16年9月3日から施行する。

附 則（平成19年2月16日連合農学研究科規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月31日連合農学研究科規則第4号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成28年2月19日連合農学研究科規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月26日連合農学研究科規則第2号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年2月17日連合農学研究科規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。